介護老人保健施設ナーシングホームオリーブ

短期入所療養介護 • 介護予防短期入所療養介護重要事項説明書

(説明書の目的)

第1条 介護老人保健施設ナーシングホームオリーブ(以下「当施設」という。)は、要介護状態、介護予防にあっては要支援状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように、一定の期間、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者の身元を保証する者(以下「身元引受人(保証人)という。)または利用を保証する者(以下「連帯保証人」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本説明書の目的とします。

(適用期間)

- 第2条 本説明書は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したのち、 年 月 日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人(保証人)及び連帯保証人に変更があった場合は、新たな身元引受人(保証人)及び連帯保証人の同意を得ることとします。
 - 2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し 当施設を利用することができるものとします。但し、本説明書、別紙(本項において「本説明書等」 といいます。)の改定が行われた場合は新たな本説明書等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人(保証人)及び連帯保証人)

- 第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人(保証人)及び連帯保証人を立てます。但し、 利用者が身元引受人(保証人)及び連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除 きます。
 - ① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること
 - ② 弁済をする資力を有すること
 - 2 身元引受人(保証人)及び連帯保証人は、利用者が本説明書上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 50,000 円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
 - 3 身元引受人(保証人)及び連帯保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人(保証人)及び連帯保証人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
 - 4 身元引受人(保証人)及び連帯保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人(保証人)及び連帯保証人に対し、相当期間内にその身元引受人(保証人)及び連帯保証人に代わる新たな身元引受人(保証人)及び連帯保証人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人(保証人)及び連帯保証人の請求があったときは、当施設は身元引受人(保証人)及び連帯保証人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の 有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス・介護予防 サービス計画にかかわらず、本説明書に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場 合利用者及び身元引受人(保証人)及び連帯保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス・ 介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします(本条第2項の場合も同様とします)。
 - 2 身元引受人(保証人)及び連帯保証人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、 利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人(保証人)及び連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本説 明書に基づく入所利用を解除・終了することができます。
 - ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者の居宅サービス・介護予防サービス計画が作成されている場合には、その計画で定める当該利用日数を満了した場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人(保証人)及び連帯保証人が、本説明書に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人(保証人)及び連帯保証人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人(保証人)及び連帯保証人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人(保証人)及び連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人(保証人)及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、本説明書に基づく

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人(保証人)及び連帯保証人又は利用者若しくは身元引受人(保証 人)及び連帯保証人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日 までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人(保証人)及び連帯保証人は、 連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。

- 3 月の途中で退所する場合は、退所日に当該日までのサービス利用合計額の請求をします。利用者及び身元引受人(保証人)及び連帯保証人は、当該合計を退所日に一括して支払うものとします。
- 4 当施設は、利用者又は身元引受人(保証人)及び連帯保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人(保証人)及び連帯保証人又は利用者若しくは身元引受人(保証人)及び連帯保証人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録を作成 し、その記録を利用終了後5年間保管します。
 - 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収 のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人(保証人)及び連帯保証人が指定する者が第1項の記録の閲覧、謄写を 求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要 な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人(保証人)及び連帯保証人に 対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当 施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人(保証人)及び連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人(保証人)及び連帯保証人以外の親族が第1項の記録の閲覧、 謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じま す。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じない ことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者またはほかの利用者等の 生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及 び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
 - 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人(保証人)及び連帯保証人又は利用者若しくは身元引受人(保証人)及び連帯保証人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号等については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供等を行なうこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

- ② 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ③ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ④ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- ⑤ 介護保険サービスの利用の為の市町村、居宅介護支援事業者(地域包括支援センター〔介護予防 支援事業所〕) その他の介護保険事業者等との連携及び情報提供。あるいは適切な在宅療養のための 医療機関等への療養情報の提供。
- ⑥ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例発表等。 (この場合、利用者個人を特定出来ないように仮名などを使用する事を厳守します。)
- ⑦ 施設発行の季刊誌等への写真等の掲載、または、ベッドネーム等個人確認の為の氏名の記載。但し、掲載や記載を希望しない方はお申し出下さい。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(虐待防止の推進)

- 第 10 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に 周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(緊急時の対応)

- 第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受が必要と認める場合、協力医療機関 又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
 - 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護での 対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介し ます。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受 (保証人)及び連帯保証人又は利用者若しくは身元引受人(保証人)及び連帯保証人が指定する者 に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第 12 条 当施設は、利用者に対する短期入所療養介護サービス並びに介護予防短期入所療養介護サービスの 提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を 講じる。
 - 2 当施設は、利用者に対する短期入所療養介護サービス並びに介護予防短期入所療養介 護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うよう努める。

(要望または苦情等の申し出)

第13条 利用者、身元引受人(保証人)及び連帯保証人または利用者の親族は、当施設の提供する短期 入所療養介護・介護予防短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員 に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意 見箱」に投函して申し出ることができます。

2 当施設以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

① 八戸市役所 介護保険課(直通)

 $0\ 1\ 7\ 8 - 4\ 3 - 9\ 2\ 9\ 2$

② 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会)

 $0\ 1\ 7-7\ 2\ 3-1\ 3\ 3\ 6$

(賠償責任)

第14条 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、速やかに損害を賠償するものとします。

(当施設は、東京海上日動火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。)

2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人(保証人)及び連帯保証人は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めない事項)

第15条 この説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法例に定めるところにより、利用者及び身元引受人(保証人)及び連帯保証人と当施設が誠意をもって協議し定めることとします。

(感染症発生時の対応)

第16条 当施設は、感染マニュアルを整備し、日常ケアに係る感染症対策を実施します。利用者に対する短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供中に感染症または食中毒等が発生した場合は、速やかに保健所、関係市町村、身元引受人(保証人)及び連帯保証人に連絡するとともに発生内容についての記録を行い蔓延防止に努めます。また、発生に至った原因を検証し、更に専門委員会による分析を行い、再発防止策を講じます。

(褥瘡発生防止の対策)

第17条 当施設は利用者について褥瘡発生リスクについて定期的に評価し、「介護」「看護及び医学的管理の下における介護」の規程に基づき、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行います。また、発生時には速やかな処置を行い、状態軽快に万全を期します。更に専門委員会による褥瘡防止に努めます。

介護老人保健施設ナーシングホームオリーブ施設サービスについて

(2024年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

[施設名] 介護老人保健施設ナーシングホームオリーブ

[サービス名] 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

[開設年月日] 平成6年 4月 1日

[所在地]青森県八戸市湊高台二丁目4-6[電話番号]0178-31-5500 (代表)

[管理者名] 医療法人平成会 理事長 濵田 和一郎

[介護保険指定番号] 0250380060

(2) 施設の職員体制

職員	資格	常勤	非常勤	夜間	業務内容
管理者 (施設長)	医師	1	0		当施設の職員の管理及び、業務の管理 (八戸平和病院 院長兼務)
次長	看護師	1	0		施設長の業務の補佐及び代行する
医師	医師	1	0		利用者の健康管理及び医療の処置に適切な処理
施設ケアマネ	介護支援専門員	1	0		施設サービス計画の作成及び、その他必要な事務
看護職員	看護師	6	0	1	利用者の保健衛生並びに看護業務
有碳顺貝	准看護師	4	1	1	利用名の休使料土业 ONC 名 受未伤
	作業療法士	2	0		
リハビリ職員	理学療法士	0	0		利用者の個別訓練・指導やマッサージ及び
ソハヒソ戦員	言語聴覚士	1	О		集団レクリエーション
	マッサージ師	0	1		
	介護福祉士	3 0	1	4	入所者の自立支援と日常生活の充実のため
介護従事者	ヘルパー	5	0	4	適切な介護とその家族への介護指導
	介護助手	0	2		
支援相談員	社会福祉主事	2	0		利用者及びその家族の相談業務
栄養士	管理栄養士	2	0		利用者の栄養管理及び相談指導
薬剤師	薬剤師	0	1		薬剤管理及び利用者の服薬指導
事務職員	医療事務	1	0		療養費・利用料の請求等
合計		5 7	6	63名	

(3) 定員

100名(4人部屋:21部屋、2人部屋:7部屋、1人部屋:2部屋)

別紙1-2

2. 施設サービスの内容等

(1) 当施設の特徴

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すればご家庭に戻っていただける状態になるか、という施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際ご本人・身元引受人(保証人)及び連帯保証人の希望を充分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

- ① 医療:介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師、 看護師が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療、看護を行います。
- ② 介護:居宅サービス計画に基づいて実施します。
- ③ 機能訓練:原則として機能訓練室にて行いますが施設内での全ての活動が機能訓練の為の リハビリテーション効果を期待したものです。
- ④ 生活サービス: 当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、 常に利用者の立場に立って運営しています。

(2) サービスの内容

- ① 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事:食事は原則として食堂でお摂りいただきます。 (朝食 7:30~、昼食 12:00~、夕食 18:00~)
- ③ 入浴:一般浴槽の他に入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。 週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体状況に応じて清拭となる場合があります。
- ④ 医学的管理、看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 相談援助サービス
- (7) 食事相談、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス (施設内で毎週火、金曜日に実費で利用できます。)
- ⑩ 行政手続き代行

(3) 協力医療機関等

- ① 併設協力機関:八戸平和病院(住所 八戸市湊高台二丁目4-6)
- ② 協力医療機関:青森労災病院(住所 八戸市白銀町字南ヶ丘1)

松平病院 (住所 八戸市妙字西平6-27)

- ③ 協力歯科医療機関:栗田歯科(住所 八戸市湊高台四丁目2-15)
- (4) 緊急時の対応:緊急時の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

別紙1-3

- (5) 施設利用にあたっての留意事項
 - ①外出しようとするときは、その都度、外出先、用件、外出する期間等の予定を職員に 申し出て下さい。

なお、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の場合は、外泊はできません。

②面会時間について

毎週月~土曜日(祝日も含む) $14:00\sim16:20$ 迄 ※事前の予約が必要になります。前日までにご連絡ください。

③食品の持ち込み差し入れに関して

衛生管理や感染症予防、利用者の心身状態に与える栄養状態の管理をサービス内容としているため原則として、食事や飲食物の持ち込みは禁止させていただきます。

- (6) 多くの方に安心して利用していただくために、次の行為は禁止します。
 - ・喧嘩、口論、泥酔等、他人に迷惑をかける行為。
 - ・喫煙、飲酒、火気の取り扱い。(当施設は施設内及び、敷地内全面禁煙です。)
 - ・営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。
 - ・故意に施設若しくは物品に損害を与え又はこれを持ち出すこと。
 - ・金銭・物品の貸し借り。
 - ペットの持ち込み。

(7) 非常災害対策

- ① 防災設備:スプリンクラー、消火器、消火栓、火災報知器
- ② 防火訓練:年2回
- ③ 防火管理者:藤田 純
- (8) 非常災害対策及び入所者等の安全確保について
 - ①非常災害時の施設等における入所等の避難方法や、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するための具体的な計画の策定又は点検など、関係法令及び通知に基づき必要な措置を講じ、非常災害時に備える。
 - ②施設等の職員は、日頃から、気象庁など公的機関や、テレビ、ラジオ等の報道やインターネットによる気象情報等に関する情報の収集に努め、危険が想定される場合は上記①の計画を踏まえ着実に避難を行う。
 - ③日頃から消防等関係機関との通報・連携体制を整備し、定期的に職員にその周知及び徹底を図る。
 - ④定期的に避難訓練その他必要な訓練を実施する。
 - ⑤日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常災害時の際に避難等に協力してもらえるような 体制の構築に努める。

(9) 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員の専門員として支援相談員が勤務しておりますのでお気軽にご相談下さい。 担当者:支援相談員 坂下 恵美

電話番号:0178-31-5500 (内線:501)

別紙2-1

1. 基本利用料(介護保険給付対象)

施設サービス利用料 (基本型)

	1日あたり	の利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担		
	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	
要介護 1	8,300円	7,530円	830円	753円	
要介護 2	8,800円	8,010円	880 円	801 円	
要介護3	9,440円	8,640円	944 円	864 円	
要介護4	9,970円	9,180円	997円	918円	
要介護 5	10,520円	9,710円	1,052円	971円	

施設サービス利用料 (在宅強化型)

	1日あたりの利用料金		介護保険適用時の1日あたりの自己負担		
	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	
要介護 1	9,020円	8,190円	902円	819円	
要介護 2	9,790円	8,930円	979 円	893 円	
要介護3	10,440円	9,580円	1,044円	958円	
要介護4	11,020円	10,170円	1, 102円	1,017円	
要介護 5	11,610円	10,740円	1, 161円	1,074円	

各種加算の利用料

	1 日本たりの利用料人	介護保険適用時の	
	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担	
療養食加算(1食につき)	80円	8 円	
個別リハビリテーション加算	2, 400 円	240 円	
サービス提供体制強化加算(I)	220 円	22円	
夜勤職員配置加算	240 円	24 円	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	510円	51円	
送迎加算 (片道)	1,840円	184円	
緊急短期入所受入加算	900円	90円	
緊急時治療管理加算	5, 180 円	518円	
重度療養管理加算(介護度4、5)	1,200円	120 円	
総合医学管理加算	2,750円	275 円	
生産性向上推進体制加算(I)	1,000円	100円	
介護職員処遇改善加算(R6.6~)	施設サービス費と該当加算の合計の7.5%		
介護職員処遇改善加算※1	施設サービス費と該当加算の合計の3.9%		
介護職員特定処遇改善加算※2	施設サービス費と該当加算の合計の2.1%		
介護職員等ベースアップ等支援加算※ 3	施設サービス費と該当加算の合計の0.8%		

[※] 介護職員処遇改善加算については R6.6 月から※1~※3 をまとめて算定したものに変更になります。 ※基本利用料に関しては、介護保険負担割合証により自己負担が変動します。

施設サービス利用料(介護予防短期入所療養介護)

	1日あたり	の利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担		
	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	
要支援1	6,130円	5,790円	613円	579円	
要支援 2	7,740円	7,260円	774円	726 円	

各種加算 (介護予防短期入所療養介護)

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の	
	1日のたりの利用作金	1日あたりの自己負担	
療養食加算(1食につき)	80円	8円	
個別リハビリテーション加算	2, 400 円	240 円	
サービス提供体制強化加算 I	220 円	22円	
夜勤職員配置加算	240 円	24 円	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	510円	51円	
送迎加算 (片道)	1,840円	184円	
緊急時治療管理	5, 180 円	518円	
総合医学管理加算	2,750円	275 円	
生産性向上推進体制加算(I)	1,000円	100円	
介護職員処遇改善加算 (R6.6~)	施設サービス費と該当加算の合計の7.5%		
介護職員処遇改善加算※1	施設サービス費と該当	加算の合計の3.9%	
介護職員特定処遇改善加算※2	施設サービス費と該当加算の合計の2.1%		
介護職員等ベースアップ等支援加算	佐乳井、ビュ弗もお火加管の入手の000		
※ 3	施設サービス費と該当加算の合計の0.8%		
		·	

[※] 介護職員処遇改善加算については R6.6 月から※1~※3 をまとめて算定したものに変更になります。 ※基本利用料に関しては、介護保険負担割合証により自己負担が変動します。

別紙2-2

2. その他の利用料

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。なお、居住費、食費については所得等に応じて下記の利用者負担段階に料金が異なります。

①食費及び居住費の利用料

利用者負担段階	対象者	負担額		
区分	刈 家 自	居住費(日額)		食費 (日額)
第1段階	生活保護受給者または世帯全員が市町民税非課税	従来型個室	550円	300円
分 1 	世帯で老齢福祉年金受給者の方	多床室	0 円	300 円
第2段階	世帯全員が市町民税非課税者で課税年金収入額と	従来型個室	550円	390円
	合計所得金額の合計が80万円以下の方	多床室	430 円	
第3段階①	世帯全員が市町民税非課税者で課税年金収入額と	従来型個室	1, 370 円	650円
	合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	多床室	430 円	030
第3段階②	世帯全員が市町民税非課税者で課税年金収入額と	従来型個室	1, 370円	1,360円
第 5 段陷心 	合計所得金額の合計が120万円超の方	多床室	430円	1,360円
第4段階	Landont	従来型個室	1,728円	1 445 00
	上記以外の方	多床室	437 円	1,445円

②その他の費用

特別室利用料	一人部屋	1,540円
	健康診断料 (一通)	11,000円
文書料	死亡診断書 (一通)	5, 500円
	領収書再発行 (一通)	550円
最与小	テレビ・電気毛布等(日額)	5 5 円
電気代	在宅酸素濃縮器(日額)	110円
尊体処置用品費	セーフティセット	5,500円
検査費	コロナウイルス抗原キット	1, 100円

個人情報の第三者提供に関する説明

(2024年4月1日現在)

介護老人保健施設ナーシングホームオリーブでは利用説明書第9条に基づき、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報の取扱いについて以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 入退所等の管理
 - -会計·経理
 - -事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支

援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、 照会への回答

- -利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- -検体検査業務の委託その他の業務委託
- -家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - -保険事務の委託
 - -審査支払機関へのレセプトの提出
 - -審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習への協力
 - 当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供